

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○森会長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

両参考人、今日はありがとうございます。

私の持ち時間、たった七分ですので、なるべく
端的にお答えを、恐縮ですが、お願いします。

最初の質問ですが、憲法改正によって国会議員
の任期延長を、定めを置くべきだと主張される皆
さんは、有事や大災害などの国難の場合にも国会
機能を維持する必要があるということ論拠にす
るわけです。しかし、安倍政権では、国難突破解
散と称して、国難なのに国会機能を停止させたこ
ともあれば、憲法五十三条に定める臨時国会の召
集要求を長期にわたって無視して、国会を機能さ
せないこともあったという事実がありました。

将来起り得る国会機能の不全に備えて議員任
期の延長規定を議論するのであれば、現に起きて
いる解散権の濫用や臨時国会の召集先送りという
国会機能の不全についてはなおのこと議論すべき
ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○大石参考人 ありがとうございます。

確かに御指摘のとおりでございます。具体的
な、臨時国会の召集の是非がどうだったのかとい
う、その評価はここで申し上げることはいたしま
せんが、おっしゃったように、現に起きている解
散権の濫用あるいは臨時国会の召集先送りとい
った事態については、私自身もその危惧を共有して
おります。

ですから、大いにそこは議論なされた方がいい
と思いますが、ただ、問題は、解散権の濫用の歯
止めを設けよう、あるいは臨時国会召集の先送り
を避けようということでありまして、少なくとも
解散権の問題については多分憲法改正事項になる
わけですね。ですから、そういうことも含めてト
ータルに議論なさると、私は両方とも大事だと思
いますので、その点を議論すべきではないかとい
う御意見には全く賛成でございます。

○長谷部参考人 五十三条の問題につきましては、
私、現在進んでおります訴訟で一方の当事者のた
めに意見書を提出している人間ですので、余り具
体的な問題に立ち入った発言をするのは差し控え
たいと存じますが、一般論として申しますと、五
十三条の規定している要件に基づいて臨時国会召
集の要求があった場合には、合理的な期間を超え
て引き延ばしをするということは認められないとい
うのは、これは学界の一致した意見であるとい
うことだけは申し上げられるのではないかと考え
ております。

以上でございます。

○階委員 今、長谷部先生、五十三条の話をされ
ましたが、もう一つの解散権の問題についてはい

かがでしょうか。

○長谷部参考人 解散権の問題に関しましても、
これは、大石参考人御指摘のとおり、種々考えな
ければならない点はあると思います。果たしてそ
の場合に憲法自体の改正も必要なのかということ
も含めて考えていかなければいけないと考えてお
ります。

○階委員 次の質問に行きます。

国会の機能を果たす上で、任期延長必要説は、
国難においても両院のメンバーがそろった状況で
審議することを重視していますが、本来、選挙で
民意の審判を仰がなくてはならない状況にあるメ
ンバーには民主的正統性が欠けているという問題
点もあると思います。その意味で、国難における
任期延長不要説、すなわち緊急集会を活用する説
とは一長一短ではないかという問題意識がありま
す。

むしろ、国難の備えを急ぐのであれば、憲法改
正によるよりも、先ほど長谷部先生もおっしゃっ
た、国難のときに避難所から投票ができるような
投票環境の整備を行う法改正であったり、緊急集
会の開催要件や権限の範囲などを必要十分な範囲
で拡大する国会法などの法改正の議論を進める方
が有益ではないかと考えますが、両参考人、いか
がでしょうか。

○大石参考人 お答えします。

今先生がおっしゃったように、単なる任期延長
とか、あるいはそういう話ではなくて、トータル
に、いろいろな問題が起きたときにどうするかと
いう点がポイントなわけですから、重大事態が起

こつたときにどうするか。そのときに、ただ一点、議員任期の延長とか、ただ一点、何か投票所をどうするかという、多分その問題にとどまらない事態になり得るんだと思うんですね。

そのような、いわばある意味で総合的な緊急事態が起こったときにどうするかというのは、細部までは見渡すことができないにしても、現在の法秩序体系を乱さないようにしてできるだけの手当てをしたいということであれば、一つの方策として、いろいろなやり方を考えるというのは、それはそれで合理的なのではないかと思えます。

一つのことを取れば全部権限の濫用につながるかとこのことではなくて、総合的にどう進めればうまく国政の円滑な運用をできるだけ図れるかという視点がやはり基本だと思えますので、そこに立った総合的な検討というものがどうしても必要なのではないかというふうに思っております。

ちよつと抽象的な話になりましたが、これで私の話は終わります。

○長谷部参考人 私といたしましては、非常時と平常時と明確に分ける、そして、非常時の対応はあくまで臨時の、それも措置にとどめる、そういう考え方からいたしますと、現行の憲法が定めている参議院の緊急集会に基づいて非常時に対応するというには十分な理由があるというふうに考えているところでございます。

○階委員 あと一問だけ、長谷部参考人に確認までにお聞きしますけれども、任期延長必要説は、お触れになったとおり、緊急集会の活動可能期間が七十日程度の短期間に限られるんだと解される

ことを論拠の一つに挙げているわけですが、明文化は緊急集会の活動可能期間に定めはないわけです。

そして、国難により解散から総選挙までの期間が長期にわたり、解散による衆議院不在期間が継続するときは、緊急集会の活動期間もそれに応じて当然延長されると解していいのではないかと私は考えており、長谷部参考人も同じような立場に立っていると理解したのですが、それでよろしいかどうか、最後にお尋ねします。

○長谷部参考人 冒頭の陳述でも申し上げましたが、四十日、三十日という日数の限定というのは、民意を反映しない従前からの政権がそのまま居座り続けることを阻止する、これが目的で定められている規定でございますから、七十日に限定されているかのように見えることを理由といたしまして、言ってみれば、従前の政権の居座りを認めることにしようということになりますと、これは、本来手段にすぎないものをもって目的を没却するということにはしなないか、そういうふうに私は考えております。

○階委員 ありがとうございます。